

【宋紀十二】旃蒙（センモウ、旗覆う）大荒落，一年。

■南宋、●北魏、続国訳漢文大成。經子史部 第8巻 042p

太宗明皇帝上之上泰始元年（乙巳，公元465年）

（明皇帝は文帝の第11子、諱は或、字は休景、小字は榮期）

■春，正月，乙未（1日）朔，廢帝は改元して永光とし，大赦す。

■丙申（2日），魏は大赦す。

●二月，丁丑（14日），魏主は樓煩（山西省雁門道崞県、現・忻州市原平市）宮に如く。

●孝建より以來，民間は盜鑄濫錢（128巻孝武帝孝建二年に始まる）して，商貨行なわれず。庚寅（27日），更に二銖錢を鑄し，形式は轉た細なり。官錢が出る毎に，民間は即ち模して之を效し，而して更に薄小に，輪郭無く，鑪（やすり）で磨がずして，之を謂う，「朶（すき）子」と。

●三月，乙巳（12日），魏主は平城に還る。（8-043p）

【魏の顯祖即位と乙渾專權】

●「魏の高宗死す、乙渾の專權」夏，五月，癸卯（11日），魏の高宗（26歳）は殂す。初め，魏の世祖は四方に經營し，國は頗る虚耗し，重ねて内難（宋愛の世祖殺害や南安王余の誅殺）を以てし，朝野は楚楚（酸痛の貌）とす。高宗は之を嗣ぎ，時と消息し（時宜に合いて適切に処置），靜かにして以て之を鎮め，中外を懷集し，民心は復た安ず。甲辰（12日），太子の弘（文成帝長子）は皇帝に即位，大赦し，皇后を尊びて皇太后と曰う。

●顯祖（獻文帝の廟名）は時に年十二，侍中、車騎大將軍の乙渾は專權し，矯詔して尚書の楊保年、平陽公の賈愛仁、南陽公の張天度を禁中に於いて殺す。侍中、司徒、平原王の陸麗は代郡の溫泉に於いて疾を治す，乙渾は司衛監の穆多侯をして之を召さ使む。多侯は麗に謂って曰く、

「渾は君を無にする之心有り。今宮車は晏駕し（遅いお出まし、崩御），王の德望は素より重く，奸臣の忌む所なり，宜しく少しく淹留して以て之を觀るべし。朝廷が安靜にして，然る後に入るとも，未だ晩からず也。」

麗は曰く、

「安んぞ君父之喪を聞きて，患を慮り而して赴かざる者有る乎！」

即ち馳せて平城に赴く。乙渾は為す所不法が多く，麗は數々之を爭う。戊申（16日），渾は又麗及び穆多侯を殺す。多侯は，壽（魏の世祖に事えて宣都王）之弟也。己酉（17日），魏は渾を以て太尉と為し、尚書事を録せしめ，東安王の劉尼を司徒と為し，尚書左僕射の代人の和其奴を司空と為す。殿中尚書の順陽公の郁は乙渾を誅さんと謀り，渾は之を殺す。

●壬子（20日），魏は淮南王の它を以て鎮西大將軍、儀同三司と為し，涼州を鎮ぜしむ。

●六月，魏は酒禁を開く。（禁酒令は128巻孝武帝孝建三年に見える）

■壬午（21日），柳元景に南豫州刺史を加え，顏師伯に丹陽尹を加える。

●「魏の乙渾の專制」秋，七月，癸巳（2日），魏は太尉の乙渾を以て丞相と為し，位は諸王の上に居ら

す。事は大小と無く、皆な渾に於いて決す。

【沈慶之の密告による大誅殺】

■ 【宋の廢帝は幼暴、戴法興誅殺】 廢帝は幼く而して猖暴。即位に及びて、始め猶ほ太后、大臣及び戴法興等を難^{はばか}り、未だ敢えて自ら恣^{ほしいまま}せず。太后は既に歿し（前年死す）、帝は年漸く長じ、為す所有らんと欲すれば、法興は輒ち之を抑制し、帝に謂って曰く、

「官（天子）の為す所此くの如きは、營陽（營陽王が120卷文帝元嘉元年に誅殺された例）に作らんと欲す邪！」帝は稍々能く平かなる能わず。幸する所の閹人^{えん}（宦官）の華願兒は、賜與は算無く、法興は常に裁減を加え、願兒は之を恨む。帝は願兒に外に於いて風謠を察聽せしめ、願兒は帝に言つて曰く、

「道路は皆な言う『宮中に二天子有り。法興は真の天子と為し、官は贗の天子と為す。』且つ官は深宮に居り、人物と接せず、法興は太宰（劉義恭）、顔、柳と共に一體と為り、往來の門客は恆に數百有り、内外の士庶は畏服せざるは莫し。（8-044p）法興は是れ孝武の左右にして、久しく宮闈^{きゅうい}に在り。今它人と一家を作り、深く此の坐席を復た官の有に非ざるを恐れる。」

帝は遂に詔を發して法興を免じ、田裡に遣わして還らし、仍ち遠郡に徙す。八月，辛酉（1日）、法興に死を賜り、巢尚之の舍人を解く。

■ 【奚顯度の誅殺】 員外散騎侍郎の東海の奚顯度は、亦た世祖に於いて寵有り。常に作役を典^{つかさど}り、課督は苛虐にして、撲（^つは撲、鞭）を捶れ毒を慘じ、人は皆な之を苦しむ。帝は常に戯れて曰く、

「顯度は百姓の患いと為る、比のごろ當に之を除くべし。」

左右は因りて唱諾し、即ち宣旨して之を殺す。

■ 尚書右僕射、領衛尉卿、丹陽尹の顏師伯は權に居ること日は久しく、海内は輻湊^{ふくそう}し（^つは無し）、驕奢淫恣にして、衣冠^{いこう}の疾む所と為る。帝は朝政を親からせんと欲し、庚午（10日）、師伯を以て尚書左僕射と為し、卿（衛尉卿）、尹（丹陽尹）を解き、吏部尚書の王彧を以て右僕射と為し、其の權任を分ける。師伯は始めて懼れる。

■ 【沈慶之の密告】 初め、世祖は猜忌が多く王公、大臣は、足を重ね息を屏^{おさ}め、敢えて妄りに相い過從する莫し。世祖は歿し、太宰の義恭等は皆な相い賀して曰く、

「今日始めて横死を免かるる矣！」

甫^{はじ}めて山陵を過ぎ、義恭と柳元景、顏師伯等は聲樂し酣飲し、晝夜を捨てず。帝は内に能く平らかならず。既に戴法興を殺すや、諸大臣は震懾^{しんしょう}（震え恐れる）せざる無く、各々は自ら安ぜず。是に於いて元景、師伯は密かに帝を廢し、義恭を立てんと謀り、日夜聚つて謀り、而るも疑を持って決する能わず。元景は其の謀を以て沈慶之に告げる。慶之は義恭と素より厚からず、又た師伯は常に朝事を專斷し、慶之と參懷（相談して事を決す、前卷前年に孝武帝は遺詔して慶之に大事を參厥させる）せず、令史に謂つて曰く、

「沈公は、爪牙^{そうが}（人を傷つける）耳、安んぞ政事を預かるを得んや！」

慶之は之を恨み、乃ち其の事を發す（暴露）。

■ 【劉義恭、柳元景、顏師伯の誅殺】 癸酉（13日）、帝は自ら羽林の兵を帥いて義恭を討ち、之を殺し、其の四子を並（^つは并）す。義恭の支體を斷絶し、腸胃を分裂し、眼睛を挑取し、蜜を以て之を漬け、之を「鬼目粽」と謂う。（樹の名前、2月花、78月梅に似た実を蜜に漬ける、粽は蜜漬けのこと）別に使者を遣わして詔と稱して柳元景を召し、兵を以て之に隨う。左右は奔り告げ、

「兵刃常に非ず」。

元景は禍の至るを知り、入りて其の母に辭し、朝服を整え乗車して召に應ず。弟の車騎司馬の叔仁は戎服し、左右の壯士を帥いて命を拒まんと欲し、元景は苦くして之を禁ず。既に巷に出でれば、軍士は大いに至る。元景は下車して戮を受け、容色は恬然たり。其の八子、及び六弟は諸侄（続は姪）は並（続は并）ぶ。顔帥伯を道に於いて獲り、之を殺し、其の六子を並（続は并）す。又た廷尉の劉德願を殺す。改元して景和とし、文武は位二等を進めて。遣使して湘州刺史の江夏の世子の伯禽を誅す。是より公卿以下、皆な捶曳せ被ること奴隸の如し矣。

■ 〔袁覲、徐爰の重用〕 初め、帝が東宮に在るや、過失多く、世祖は之を廢し而して新安王の子鸞を立てんと欲し、侍中の袁覲は盛んに稱す、

「太子は學を好む、日新之美有り」

世祖は乃ち止む。帝は是に由りて之を德とす。既に群公を誅し、覲を引いて進め、朝政を以て任じんと欲し、遷して吏部尚書と為し、尚書左丞の徐爰と皆な義恭等を誅する功を以て、爵して縣子を賜る。(8-045p)

■ 徐爰は便ち僻して善く人に事え、頗る書傳に渉り、元嘉初より、入りて左右に侍し、顧問に豫參する。既に附會（こじつけ）に長じ、又た典文を以て飾り、故に太祖の任遇する所と為る。大明（孝武帝）之世、委寄（委任寄託）尤も重し。時に殿省の舊人は多く誅逐せ見れ、唯だ爰のみは將迎に於いて巧みにして、始終迂らう無し。廢帝は之を待して益々厚く、群臣は及ぶ莫し。帝は出でる毎に、常に沈慶之及び山陰公主と輦を同じくし、爰も亦た焉に預かる。

■ 〔山陰公主の奔放さ〕 山陰公主は、帝の姉也、駙馬都尉の何戢に適う。戢は、偃（何尚之の子）之子也。公主は尤も淫恣にして、嘗て帝に謂って曰く、

「妾と陛下は、男女は殊なると雖も、俱に先帝の體を托す。陛下は六宮萬數あり、而るに妾は唯だ駙馬一人、事は太だ均しからず。」

帝は乃ち公主の為に面首（貌美しく髪美なり）左右三十人を置き、爵を進めて會稽郡長公主とし、秩は郡王に同じとす。吏部郎の褚淵は貌美しく、公主は帝に就いて以て自らに侍せしめんと請い、帝は之を許す。淵は公主に侍すること十日（続は餘を加える）、備に逼迫せ見れ、死を以て自ら誓い、乃ち免ずるを得る。淵は、湛之（褚湛之は元嘉孝建の世に用いられる）之子也。

■ 〔太廟の祖考之像〕 帝は太廟に別の祖考之像を畫か令め、帝は入廟し、高祖の像を指さして曰く、

「渠は大英雄なり、數々天子（桓玄、慕容超、姚泓）を生け擒る。」

太祖の像を指さして曰く、

「渠は亦た惡からず、但だ末年は兒に頭を斫り去られる（劊に殺される）を免かれず。」

世祖の像を指さして曰く、

「渠は大鼯（鼻のニキビや赤鼻）鼻。如何して鼯にあらずや？」

立ちどころに畫工を召し之を鼯せ令む。

■ 建安王の休仁を以て雍州刺史と為し、湘東王の彧を南豫州刺史と為し、皆な留めて遣らず。

■ 甲戌（14日）、司徒、揚州刺史、豫章王の子尚を以て尚書令を領せしむ。乙亥（27日）、始興公の沈慶之を以て侍中、太尉と為す。慶之は固辭す。征して青、冀二州刺史の王玄謨を領軍將軍と為す。

● 魏は文成皇帝を金陵に葬し、廟號を高宗とす。

■**九月**，癸巳（3日），帝は湖熟（江蘇省金陵道江寧県、現・南京市江寧区）に如き，戊戌（8日），建康に還る。

■**〔子鸞の誅殺〕**新安王の子鸞は世祖に寵有り，帝は之を疾む。辛丑（11日），遣使して子鸞に死を賜り，又た其の母と弟の南海王の子師及び其の母と妹を殺し，殷貴妃（子鸞・子師と一女を生む）の墓を發く。又た景寧陵を掘らんと欲し，太史は以て帝に不利と為し，乃ち止む。

■**〔謝莊を尚方に繋ぐ〕**初め，金紫光祿大夫の謝莊は殷貴妃の《誅》（讃辭の言葉、しのびごと）を為して曰く、
「軌を堯門に贊く。」

帝は莊が貴妃を鉤弋夫人（22卷漢武帝太始三年に見える）に比する以て，之を殺さんと欲す。或るひとは帝に説いて曰く、

「死者人之同じくする所にして，一往之苦なり，困と為すに足らず。莊（謝弘微の子、謝萬の玄孫で深り富貴盛んなり）は富貴に生長す，(8-046p)今は之を尚方に系ぎ，天下の苦劇を知ら使めて，然る後之を殺すとも，未だ晩からざる也。」

帝は之に従う。

■**〔義陽王昶の魏亡命〕**徐州刺史の義陽王の昶は，素より世祖の惡む所と為り，民間では毎に昶が當に反せんと訛言す。是の歲，訛言は尤も甚しく。廢帝は常に左右に謂って曰く、

「我は大位に即きて以來，遂に未だ嘗て戒嚴せず，人をして邑邑たら使む！」

昶は典簽の遽法生をして表を奉じ建康に詣ら使め，入朝するを求む，帝は法生に謂って曰く、

「義陽は太宰と與に反を謀る，我は正に之を討たんと欲す。今還るを求めるを知り，甚だ善し！」

又た屢々法生を詰問し、

「義陽は反を謀るに，何の故に啟せずか？」

法生は懼れ，彭城に逃げ還る。帝は此に因りて兵を用いる。己酉（19日），下詔して昶を討ち，内外は戒嚴す。帝は自ら兵を將いて江を渡り，沈慶之に命じて諸軍を統べて前驅せしむ。

■法生は彭城に至り，昶は即ち兵を聚めて反す。統内の諸郡に檄を移し，皆な命を受けず，昶の使いを斬り，將佐文武は悉く異心を懷く。昶は事成らざるを知りて，母、妻を棄て，愛妾を攜えて，夜に數十騎と與に北門を開きて魏に奔る。昶は頗る學は渉り，能く文を屬す。魏人は之を重んじ，公主に尚せ使め，侍中、征南將軍、駙馬都尉と拜し，爵丹陽王を賜る。

■**〔袁覬の寵衰え地方赴任〕**吏部尚書の袁覬，始め帝の寵任する所と為り，俄に而して指を失い，待遇は頓して衰え，有司をして其の罪を糾奏せ使め，白衣にて職を領す。覬は懼れ，辭を詭して出んことを求む。甲寅（24日），覬を以て督雍、梁等四州諸軍事、雍州刺史と為す。覬の舅の蔡興宗は之に謂って曰く、

「襄陽は星惡く（天道を見ていう），何んぞ往む可きや？」

覬は曰く、

「『白刃が前に交われば，流矢を救わず。』今者之行は，唯だ虎口を出でて生きるを願う耳。且つ天道は遼遠，何んぞ必ず皆な驗あるや！」

■**〔蔡興宗の生き残り戦略〕**是の時，臨海王の子項は都督荆、湘等八州諸軍事、荊州刺史為り，朝廷は興宗を以て子項の長史、南郡太守と為し，府、州事を行わしめ，興宗は辭して行かず。覬は興宗を説いて曰く、

「朝廷の形勢は、人共に見る所なり。内に在る大臣、朝に夕を保たず、舅は今出でて陝西に居し、八州の行事と為り、**覬**は襄、沔に在り、地は勝ち兵は強く、江陵を去るに咫尺^{しせき}（近い）、水陸は流通す。若し朝廷に事有れば、以て共に**桓**、**文**之功を立つ可く、豈に制を凶狂に受け、測らず之禍いに臨むに比せん乎？今間を得るに去らざれば、後に復た出るを求めるとも、豈に得る可けん邪！」

興宗は曰く、

「吾は素門にして平進（**蔡興宗**は高門ではないが素門ともいえず、平凡に進むは当たる）、**主上**と甚だ疏にして、未だ患有るを容れず。宮省の内外は、人は自ら保たず、**(8-047p)**應に變有るに會す。若し内難^{ゆはず}弭（弓の弦をかける所）を得るとも、外に未だ必ず量る可きを^{きざ}算さす。汝は外に在りて全くすを求めんと欲し、我は中に居て禍を免かれんと欲す、各々其の志を行は、亦た善からず乎！」

■**覬**は是に於いて狼狽して路に上り、猶を追わ見んことを慮りて、行きて尋陽に至り、喜んで曰く、「今始めて免ずる矣。」

鄧琬は晉安王の子**勳**の鎮軍長史、尋陽内史と為り、江州の事を行う。**覬**と之とは款狎^{かんこう}（親しみ慣れる）常を過ぎ、清閑なる毎に、必ず日を盡くして夜を窮める。**覬**と**琬**は人地（**袁覬**は清く名門の出、**鄧琬**は貪欲で寒門の出）は本より殊なり、見る者は其の異志の有るを知る矣。^つ尋ぎて復た**興宗**を以て吏部尚書と為す。

■戊午（28日）、**嚴**を解く。**帝**は因りて白下（建康の東の要港、江蘇省金陵道江寧県、現・南京市江寧区）より江を濟り瓜步に至る。

■**【私鑄錢と混乱】****沈慶之**は復た啟して民が私に鑄錢するを^{ゆる}聽し、是に由りて錢貨は亂敗す。千錢の長さ三寸に盈たず、大小は之に^{かな}稱い、之を「**鵝眼錢**」と謂う。此に劣る者は、之を「**緋環錢**」^{せんかん}（線環）と謂う。之を貫くに^{いと}縷を以てし、水に入れて^{しず}沈まず、手に隨いて破碎す。市井は復た料數（其の多少の数を量る）をせず、十萬錢は一掬に盈たず、斗米は一萬、商貨は行われず。

■冬、十月、丙寅（7日）、**帝**は建康に還る。

■**【臨川長公主の嫉妬】****帝**の舅の東陽太守の**王藻**（王誕の兄の孫。王太后は晉の丞相王導の玄孫女。藻は後の弟）は**世祖**の女の臨川長公主に尚す。公主は^{かな}妒（^{ねた}嫉妬）にして、**藻**を**帝**に^な譖す。己卯（20日）、**藻**は下獄して死す。

■**【會稽太守の孔靈符の誅殺】**會稽太守の**孔靈符**（孔靖の弟）は、至る所に政績有り。近臣^{こはん}の忤犯を以て、近臣は之を^な譖り、**帝**は使いを遣わして**靈符**を鞭殺し、並びに其の二子を誅す。

■**【帝の奔放と何邁の反乱謀略失敗】**寧朔將軍の**何邁**（128 卷孝伏帝孝建三年に見える）は、**瑀**之子也、**帝**の姑の新蔡長公主（文帝の第十女、名は英媚）に尚す。**帝**は公主を後宮に納め、之を**謝貴嬪**と謂う。公主は^な薨ずと詐言して、宮婢を殺し、**邁**の第に送りて^{ひんそう}殯葬し、喪の禮を行わしむ。庚辰（21日）、**貴嬪**を拜して夫人と為す。**鸞輅**（天子の乗物）**龍旂**を加え、出でて警し入るに蹕せしむ。**邁**は素より豪俠にして、多く死士を養う。**帝**の出でて遊ぶに因りて、之を廢し、晉安王の子**勳**を立てんと謀る。事洩^な（^な洩は泄）れ、十一月、壬辰（3日）、**帝**は自ら兵を將いて**邁**を誅す。

【沈慶之は閉門し誅殺される】

■**【沈慶之は自ら閉門、蔡興宗との問答】**初め、**沈慶之**は既に**顔**、**柳**之謀^{あば}を發き、遂に自ら**帝**に^な暱（^な暱は昵）み、數々の規諫を言い盡し、**帝**は^と浸く悦ばす。**慶之**は禍を懼れ、門を杜じて賓客に接せず。嘗て左右は**范羨**を遣わして吏部尚書の**蔡興宗**の所に至らしめ、**興宗**は^な羨を使わして**慶之**に謂って曰く、

「公が閉門して客を絶つは、以て悠悠たる請托する者避ける耳。**興宗**の如きは、公に求める有る者に非ざ

る也、何^{なに}為^すれぞ拒^こま見^みるか！」

慶之は羨^{うらやま}をして興宗に邀^{まね}え使^{つか}む。

■興宗は往^ゆきて慶之に見え、因^よりて之に説^といて曰^いく、(8-048p)

「主上^{ちかごう}の比^ひ者^{しや}行^ゆう所^{しよ}は、人倫^{じんりん}の道^{みち}は盡^つきる。徳^{とく}に率^{しやう}い行^ゆを改^かめるは、復^{また}た望^{のぞ}む可^べく無^なし。今^{いま}忌憚^{きはん}する所は、唯^{ただ}だ公^{こう}に在^あり。百姓^{ひやくしやう}は喁^{ぎやうぎやう} 喁^{ぎやうぎやう} (魚^{いさな}の口^{くち}が上^{うへ}に向^{むか}く) として、瞻^{せん}頼^{らい} (仰^{おほ}ぎ見^みて頼^{たの}む) する所^{しよ}の者^{しや}は、亦^{また}た公^{こう}一人^{ひとり}在^あり而^{しか}して已^やむ。公^{こう}の威名^{ゐな}は素^{もと}より著^{しやう}われ、天下^{てんか}の服^{ふく}する所^{しよ}なり。今^{いま}は朝^{あさ}を舉^こげて遑^{きうきう}遑^{きうきう} (急遽^{きうきう}の貌^{ぼう}) として、人^{ひと}は危怖^{きふ}を懷^{いだ}く。指^し麾^き之日^{のひ}、誰^{たれ}か響^{きやう}應^{おう}ぜざらんや！如^{ごと}し猶^{なほ}ほ豫^よかりて斷^つぜず、坐^まして成敗^{せいばい}を觀^{かん}るを欲^ほすれば、豈^{いかで}に旦暮^{たんぼ} (続^つは夕^{ゆふ}) に禍^{わざはひ}及^{およ}ぶを推^{おし} (続^つは惟^{ただ}) し、四海^{しかい}の重責^{じゆうさく}は將^{まさ}に歸^{かへ}する所有^{しやういう}るや！僕^わは脊^せを蒙^{もう}るに常に異^{こと}なり、故^{ゆゑ}に敢^あえて言^{こと}を盡^つす、願^{ねが}くは公^{こう}は其^{その}の計^{けい}を詳^{しやう}かに思^{おも}えよ。」

慶之は曰^いく、

「僕^わは誠^{まこと}に今日^{けふ}は憂^{うれ}え危^{あや}なく、復^{また}た自ら保^{たも}たざるを知る、但^{ただ}だ忠^{ちゆう}を盡^つくして國^{くに}に奉^{ほう}じ、始^{はじめ}終^{はつ}之^のを以^{もつ}てし、當^{あた}に天命^{てんめい}に委任^{にんにん}する耳^{のみ}。加^{くわ}えて私門^{しもん}に老退^{らうたい}し、兵力^{へいりき}は頓^{とん} (鈍^{どん}) 闕^{けつ}し、之^のを為^なさんと欲^ほすと雖^{なほ}も、事^{こと}は亦^{また}た成^なる無^なし。」

興宗は曰^いく、

「今^{いま}に當^{あた}たりて謀^{ぼう}を懷^{いだ}きて奮^{ふん}わんと思^{おも}う者^{しや}は、功賞^{こうしやう}富貴^{ふき}を邀^{まね}めんと欲^ほすに非^{あら}らず、正^{ただ} (続^つは止^{とど}) に朝夕^{ちやうしやく}之^の死^しを脱^{だつ}するを求^{もと}む耳^{のみ}！殿中^{てんちゆう}の將帥^{しやうすい}は、唯^{ただ}だ外間^{がいかん}の消息^{しやくしき}を聴^きき、若^{ごと}し一人^{ひとり}唱^な首^{しう}すれば、則^{すなは}ち俯仰^{ふきやう}は定^{さだ}む可^べし。況^{いかで}んや公^{こう}は戎^{じゆう}を統^とべるに朝^{あさ}に累^{かさね}し (沈慶之^{しんけいち}は元嘉^{げんか}より兵^{へい}を統^とべ三世^{さんせい}に歴^{れき}事^じ)、舊^{ふる}日^{にち}の部曲^{ぶきよく}は、布^ふきて宮省^{きゆうしやう}に在^あり、恩^{おん}を受ける者^{しや} (宗越^{そうえつ}等^{たう}) 多く、沈修之^{しんしゆうし} (沈慶之^{しんけいち}の從父^{じゆうふ}兄^{けい}の子^こ) の輩^{はい}は皆^{みな}な公^{こう}の家^けの子弟^{しやくてい}耳^{のみ}、何^{なん}んぞ從^{じゆう}わざるを思^{おも}えんや！且^{かつ}つ公^{こう}の門徒^{もんて}、義附^{ぎふ}は、並^{なら}びに三吳^{さんご}の勇士^{ゆうし}なり。殿中^{てんちゆう}將軍^{きやうじん}の陸攸之^{りくけいち}は、公^{こう}之^の鄉人^{きやうじん} (吳興^{ごきやう}の人^{ひと}) にして、今^{いま}東^{とう}に入りて賊^{そく}を討^うち、大^{おほ}いに鎧^{よろい}仗^{ちやう}有^あり、青溪^{せいし}に在^ありて未^{まだ}だ發^{はつ}せず。公^{こう}は其^{その}の器仗^{きちやう}を取り麾下^かに配^{はい}衣^いし、陸攸之^{りくけいち}をして帥^しいて以^{もつ}て前驅^{ぜんきよ}せ使^{つか}めば、僕^わは尚書^{しやうしよ}中に在^あり、自ら當^{あた}に百僚^{ひやくりやう}を帥^しいて前代^{ぜんだい} (続^つは世^{せい}) の故事^{こじ}を按^{おさ} (続^つは案^{あん}) じて、更^{さら}に賢明^{けんめい}を簡^{かん}び以^{もつ}て社稷^{しゃしやく}を奉^{ほう}じれば、天下^{てんか}之事^じは立^たちまち定^{さだ}まらん矣^や。又^{また}た、朝廷^{てうてい}の諸^{しよ}々の施^せ為^ゐする所^{しよ}は、民間^{みんかん}は公^{こう}が悉^{しつ}く之^のに豫^よかると傳^{でん}え言^{こと}す。公^{こう}が今^{いま}決^{けつ}せずんば、當^{あた}に公^{こう}に先^{さき}じて事^{こと}を起^{おこ}す者^{しや}有^あるべし、公^{こう}も亦^{また}た之^のに附從^{ふじゆう}するの禍^{わざはひ}いを免^{めん}ぜず。車駕^{しやが}は屢^{しばしば}々^々貴第^{きだい} (貴人^{きじん}の邸宅^{ていたく}) に幸^{かう}し、酣醉^{かんすい}し淹留^{えんりゆう}すと聞^{きこ}く。又^{また}た左右^{しりぞ}を屏^{へい}け、閣内^{かくない}に獨^{ひとり}り入^いると聞^{きこ}く。此^{こゝ}れ萬世^{まんせい}の一^{ひと}時^じなり、失^{うしな}う可^べからざる也^や！」

慶之は曰^いく、

「君^{きみ}の至言^{しごん}に感^かず。然^{しか}るに此^{こゝ}の大事^{だいじ}は、僕^わの能^{あた}く行^ゆう所^{しよ}に非^{あら}らず。事^{こと}至^{いた}れば、固^{かた}より當^{あた}に忠^{ちゆう}を抱^{いだ}き以^{もつ}て没^{もく}する耳^{のみ}。」

青州刺史^{しやうし}の沈文秀^{しんぶんしう}は、慶之^{けいち}の弟^{てい}の子^こ也^や、將^{まさ}に鎮^{ちん}に之^のかんとし、部曲^{ぶきよく}を帥^しいて出^ででて白下^{はくしや}に屯^{とん}し、亦^{また}た慶之^{けいち}を説^といて曰^いく、

「主上^{ちかごう}は狂暴^{きやうぼう}此^{こゝ}くの如^{ごと}し、禍亂^{からん}は久^{ひさ}しからず、而^{しか}して一門^{いつもん}は其^{その}の寵任^{ちゆうにん}を受^うく、萬物^{ばんぶつ} (満人^{まんじん}) は皆^{みな}な之^のと同心^{どうしん}と謂^いう。且^{かつ}つ若^{ごと}く人^{ひと}の愛憎^{あいそう}は常^{じやう}無^なく、猜忍^{さいにん}は特^{とく}に甚^ししく、不測^{ふそく}の禍^{わざはひ}、進退^{しんたい}は免^{めん}じ難^{がた}し。今^{いま}此^{こゝ}の衆力^{しゆうりき}に因^よりて、之^のを圖^とれば掌^{てう}を反^{はん}すより易^{やす}し。機^き會^{かい}は値^たい難^{がた}く、失^{うしな}う可^べからざる也^や。」

再三^{さんさん}之^のを言^{こと}い、流涕^{りゅうてい}に至^{いた}るも、慶之^{けいち}は終^{はつ}に從^{じゆう}わず。文秀^{ぶんしう}は遂^{すなは}ち行く。

■[沈慶之と一族の誅殺] 帝^{てい}が何邁^{かまい}を誅^{しつ}するに及^{およ}び、慶之^{けいち}が必^{かならず}ず當^{あた}に入りて諫^{かん}むべきと量^{はか}り、(8-049p) 先^{さき}んじて青溪^{せいし}の諸橋^{しよきやう}を閉^ふめて以^{もつ}て之^のを絶^つつ。慶之^{けいち}は之^のを聞^{きこ}き、果^{はつ}たして往^ゆき、進^{しん}むを得^えず而^{しか}して還^{かへ}る。帝^{てい}は乃^{すなは}ち慶之^{けいち}の從父^{じゆうふ}兄^{けい}の子^この直閣^{ちやくかく}將軍^{きやうじん}の攸之^{けいち}をして慶之^{けいち}に藥^{やく}を賜^{たま}わしむ。慶之^{けいち}は飲^のむを肯^{かた}ぜず、攸之^{けいち}は被^ひを以^{もつ}て之^のを掩殺^{えんころ}す、時^{とき}に年^{ねん}八十^{はちじゅう}。慶之^{けいち}の子^この侍中^{しちゆう}の文叔^{ぶんしやく}は亡^なげんと欲^ほす。太宰^{たいさい}の義恭^{ぎきゆう}の如^{ごと}く支解^{しけ}を被^ひるを

恐れ、其の弟の中書郎の**文季**は謂って曰く、

「我は能く死せん、**爾**^{なんじ}は能く報ぜん。」

遂に**慶之**之薬を飲んで而して死す。弟の秘書郎の**昭明**も亦た自ら經死す。**文季**は刀を揮^{ふる}い馬を馳せて而して去る。追う者は敢えて逼らず、遂に免かるるを得る。**帝**は**慶之**の病して**薨**^{みまか}るを詐言し、侍中、太尉を贈り、諡して忠武公と曰い、葬禮は甚だ厚し。

■ **[王玄謨の躊躇]** 領軍將軍の**王玄謨**は數々流涕して刑殺の過差を以て**帝**を諫め、**帝**は大いに怒る。**玄謨**は宿將（元嘉末より將となり孝建の始めに臧質を破り儀宣を平らげる功あり）にして、威名有り、道路は**玄謨**は已に誅を見ると訛言す。**蔡興宗**は嘗て東陽太守と為る、**玄謨**の典簽の**包法榮**の家は東陽に在り、**玄謨**は**法榮**をして**興宗**の所に至ら使む。**興宗**は**法榮**に謂って曰く、

「領軍は殊に當に憂懼すべし。」

法榮は曰く、

「領軍^{ちかごろ}は比日殆ど復た食せず、夜は亦た眠らず、恆に言わく收は已に門に在り（**帝**が派遣する收兵）、俄頃^{がけい}（わずかな間）を保たず。」

興宗は曰く、

「領軍は憂懼すれば、當に方略を為すべし、那して坐して禍を待つに至るを得るか！」

因りて**法榮**をして**玄謨**に事を舉げるを勧め使む。**玄謨**は**法榮**をして謝して曰わ使め、

「此も亦た未だ行^いう可きは易からず、當に君の言を洩らさざるを期す。」

右衛將軍の**劉道隆**は、**帝**の寵任する所と為り、専ら禁兵を典る。**興宗**は嘗て之と俱に**帝**に従いて夜出で、**道隆**は**興宗**の車の後を過ぎ、**興宗**は曰く、

「**劉君**！比日一間の寫^{ちかごろ}を思う（好機を得て一言申し上げた）。」

道隆は其の意を解し、**興宗**の手を招^{おさ}（続は抓る、つねる）えて曰く、

「**蔡公**は多言する勿かれ！」

■ 壬寅（13日）、**路氏**を皇后に立てる、**太皇太后**の弟の**道慶**之女也。

■ **[帝の王族虐待]** **帝**は諸父を畏忌し、其の外に在りて患いと為るを恐れ、皆な之を建康に聚めて、殿内に拘じ、毆捶陵曳し、復た人の理（親を親しみ長を尊重する人の理）無し。湘東王の**彧**、建安王の**休仁**、山陽王の**休祐**、皆な肥え壯にして、**帝**は竹籠を為し、盛んに而して之を稱^{はか}り（重量を量る）、**彧**は尤も肥えるを以て、之を「猪王」と謂い、**休仁**を謂って「殺王」と為し、**休祐**を「賊王」と為す。三王の年長なるを以て、尤も之を惡み、常に録して以て自ら隨へ、左右を離さず。東海王の**禕**は性凡劣にして、之を「驢王」と謂う。桂陽王の**休范**、巴陵王の**休若**は年は尚^{わか}を少く、故に並びて從容を得る。嘗て木槽を以て飯を盛り、雜食を並^{あわ}（続は并）せて之を攪^{まぜ}まぜ、地を掘^ほって坑^{つく}を為り、泥水を以て實^みたし、**彧**を裸にして坑中に内^いれ、口を以て槽に就きて之を食^くわ使め、用^{もち}て歡笑と為す。前後して三王を十數も殺さんと欲しす。**休仁**は多く智數あり、毎に佞諛談笑を以て之を説き、故に推遷（延長し緩める）を得る。（8-050p）

■ **[休仁の機転]** 少府の**劉曜**の妾は孕みて臨月なり、**帝**は後宮に迎え入れ、其の男を生む^まを俟ちて、立てて太子と為さんと欲す。**彧**は嘗て旨に忤^さい、**帝**は之を裸にし、其の手足を縛り、之を貫くに杖を以てし、人をして太官に提付（続は擔付、担いて渡す）せ使しめて、曰く、

「今日は猪を屠^{ほふ}むらん！」

休仁は笑って曰く、

「猪は未だ應に死すべからず。」

帝は其の故を問い、休仁は曰く、

「皇太子の生まれるを待ち、猪を殺して其の肝肺を取らん。」

帝の怒りは乃ち解き、曰く、

「且^{しばら}く廷尉に付すべし。」

一宿して、之を釋す。丁未（18日）、**矚**の妾は子を生み、名づけて**皇子**と曰い、之が為に大赦し、父の後為る者に爵一級を賜る。

【子勳の挙兵】

■ **【晉安王の子勳の挙兵、鄧琬の宣言】** 帝は又た太祖、世祖の兄弟の數の在るに皆な第三にして、江州刺史の晉安王の子勳も亦た（世祖の）第三なるを以て、故に之を惡む。何邁之謀に因りて、左右の**朱景雲**をして藥を送りて子勳に死を賜わ使む。**景雲**は湓口に至り、停まりて進まず。子勳の典簽の**謝道邁**、主帥の**潘欣之**、侍書の**褚靈嗣**は之を聞き、馳せて以て長史の**鄧琬**に告げ、泣涕して計を請う。**琬**は曰く、

「身は南土の寒士なるも（鄧琬は南昌の寒素よりおこる）、先帝の殊恩を蒙り、愛子を以て托せ見れ、豈に門戸百口を惜しむを得んや、當に死を以て效に奉じるを期す。幼主は昏く暴にして、社稷は危殆なり、天子と曰うと雖も、事は猶ほ獨夫のごとし。今は便ち文武を指帥し、直ちに京邑に造り、群公卿士と與に、昏きを廢して明を立てる耳。」

■ **【子勳の決起】** 戊申（19日）、**琬**は子勳の教と稱して、所部に戒嚴せ令む。子勳は戎服し出でて事を聽き、僚佐を集め、**潘欣之**の口をして宣旨し之を諭さ使む。四座は未だ對えず、錄事參軍の**陶亮**は首として死を效^{いた}して前驅するを請い、衆は皆な旨を奉ず。乃ち**亮**を以て咨議參軍と為し、中兵を領し、軍事を總統せしむ。功曹の**張沈**を咨議參軍と為し、舟艦を作るを統べしめる。南陽太守の**沈懷寶**、岷山（漢の汶山郡、隋唐の会州、四川省舊汶州及び松藩の地を轄す、現・アバ・チベット族チャン族自治州）太守の**薛常寶**、彭澤令の**陳紹宗**等は並びて將帥と為す。初め、帝は荊州をして前軍長史で、荊州行事の**張悅**を錄送せ使めて湓口に至り、**琬**は子勳の命を稱し、其の桎梏^{こくこく}（足かせ手かせ）を釋し、乗る所の車を以て迎え、以て司馬と為す。**悅**は、**暢**（125-126 卷文帝元嘉 27-28 年にあり）之弟也。**琬**、**悅**の二人は共に内外の衆事を掌り、將軍の**俞伯奇**を遣わして五百人を帥いて大雷（安徽省安慶道望江県、現・安慶市望江県）を斷ち、商旅及び公私の使命を禁絶せしむ。遣使して諸郡の民丁（江州郡内の民丁を徴兵^{たてまつ}）を上り、器械を收斂せしむ。旬日之内に、甲士五千人を得、出でて大雷に頓し、兩岸に於いて壘を築く。又た巴東、建平の二郡太守の**孫冲之**を以て咨議參軍と為し、中兵を領せしめ、**陶亮**と並びて前軍を統べしめ、檄を遠近に移す。

■ **【帝は諸妃主を辱める】** 戊午（29日）、帝は諸妃主を召し、前に列にし、左右に強いて之を辱かめ使む。南平王の**鑠**の妃の**江氏**（江湛の妹）は從わず。帝は怒り、妃の三子の南平王の**敬猷**、廬陵王の**敬先**（劉紹の後を継ぐ、鑠の三男）、安南侯の**敬淵**を殺し、**江妃**に一百を鞭つ。（統は三子が鞭打つとするが、誤り）

■ 是より先民間では湘中に天子が出ずると訛言し、帝は將に荆、湘二州を南巡して以て之を厭う。（8-051p）明くる旦、先ず湘東王の**彧**を誅し、然る後發せんと欲す。

■ **【帝の周辺警護と叛乱計画】** 初め、帝は既に諸公を殺し、群下の己を謀るを恐れ、直閣將軍（江左では省閣に入入りして宿衛す）の**宗越**、**譚金**、**童太一**、**沈攸之**等が勇力有るを以て、引きて爪牙と為し、美人、金帛

を賞賜し、其の家を充^{じゅうじん} 牒^{（満たす）}す。趙等は久しく殿省に在り、衆の畏服する所にして、皆な帝の為に盡力す。帝は之を待み、益々顧^{こたん} 憚^{（こた）}する所無く、恣に不道を為し、中外は騒然とす。左右の宿衛之士は皆な異志有り、而して越等を畏れ、敢えて發せず。時に三王は久しく幽せられ、為す所を知らず、湘東王の彧の主衣の會稽の阮佃夫、内監（江左では天子諸王にあり、齊内主帥を監察）の吳興の王道隆、學官令（諸王に一人置く）の臨淮の李道兒と直閣將軍の柳光世、及び帝の左右の琅邪の淳於文祖等は帝を弑すを陰謀す。帝は后を立つの故を以て、諸王の閹人^{えんじん}（宦官）を假る。彧の左右の錢藍生は亦た中に在り、彧は密かに帝の動止^{うかが}を候わ使む。

■ **【帝の竹林堂の狂乱】** 是より先、帝は華林園の竹林堂（江寧県の景陽山の華林園の後堂）に遊び、宮人を裸にして相い^お 逐^{（お）} 使^{（め）} せ、一人は命に従わず、之を斬る。夜、夢に竹林堂に在り、女子有りて罵^{ののし} りて曰く、「帝は悖^{はいぎやく} 虐^{（ぎやく）} にして不道なり、明年は熟すに及ばず（稻の熟するまでに崩御するの意味）矣！」帝は宮中に於いて一人の夢みる所に似た者を求め得て之を斬る。又た夢に殺す所の者は罵^{ののし} りて曰く、「我は已に上帝に訴えたり矣！」

是に於いて巫覡は竹林堂に鬼有りと言う。是の日の晡時（午後四時頃）、帝は華林園を出る。建安王の休仁、山陽王の休祐、會稽公主は並び従い、湘東王の彧は獨り秘書省（禁中の図書を蔵する所）に在り、召を被らず、益々憂懼す。

【廢帝強行と湘東王の即位】

■ **【阮佃夫の蜂起計画】** 帝は素より主衣の吳興の壽寂之を惡み、見るに切齒を輒ませ、阮佃夫は其の謀を以て寂之及び外監典事の東陽の朱幼、細鎧主の南彭城の姜產之、細鎧將の晉陵の王敬則、中書舍人の戴明寶に告げる。寂之等は之を聞き、皆な響き應ず。幼は内外に勒するを豫約し、錢藍生をして密かに休仁、休祐に報らせ使む。時に帝は南巡せんと欲し、腹心の宗越等は並んで外に出て裝束^{（旅行準備）} するを聽^{（き）} され、唯だ隊主の樊僧整は華林閣を防ぐ。柳光世は僧整と郷人なり、因りて密かに之を邀^{（むか）} える。僧整は即ち命を受ける。凡そ謀を同じくするは十餘人。阮佃夫は力は少く濟らざるを慮り、更に招合せんと欲し、壽寂之は曰く、

「謀は廣ければ或いは洩れる、多人を煩わさず。」

其の夕、帝は悉く侍衛^{（しりぞ）} を屏^{（へ）} け、群巫及び綵女（采女）數百人と竹林堂に於いて鬼を射る。事畢わり、將に奏樂せんとするに、壽寂之は刀を抽^{（ひ）} きて前に入り、姜產之は之に次し、淳於文祖等は皆な其の後に隨う。休仁は行聲（足音）の甚だ疾くを聞き、休祐に謂^{（い）} って曰く、

「事作れり矣！」

相い隨いて景陽山（文帝元嘉 23 年景陽山に華林山を起す）に奔る。帝は寂之の至るを見、弓を引きて之を射つ、中たらず。綵女は皆な迸走す。帝も亦た走り、大呼して

「寂寂」

する者三たび。寂之は追いて而して之を弑す（年は 17）。宿衛に宣令して曰く、

「湘東王は太皇太后の令を受け、主を征して除き、今は已に平定す。」（ここより続原文 90-91 は欠）殿省は惶惑し、未だ為す所を知らず。

■ **【湘東王の即位】** 休仁は秘書省に就いて湘東王に見みえ、即ち臣を稱し、引いて西堂に升起、御座に登り、召して諸大臣に見える。時事に於いて倉猝は起ち、王は履を失って、跣いて西堂に至り、猶ほ烏帽を著く。坐り定まり、休仁は主衣を呼び白帽を以て之に代える。羽儀を備え令め、未だ即位せざると雖も、

凡そ事は悉く令書を稱して施行す。太皇太后の令を宣し、廢帝の罪惡を數え、湘東王に皇極を纂承するを命ず。時に及び、宗越等は始めて入り、湘東王は撫でて接するに甚だ厚し。廢帝の母の弟の司徒、揚州刺史、豫章王の子尚は、頑に兄の風を悖有し、己未（30日）、湘東王は太皇太后の令を以て、子尚及び會稽公主に死を賜る。建安王の休仁等は始めて出でて外捨に居すを得る。謝莊之囚を釋す。廢帝は猶ほ太醫の閣口に屍を横たえる。蔡興宗は尚書右僕射の王彧に謂って曰く、

「此くは凶悖（きょうはい 乱れ）と雖も、是を要すに天下之主と、宜しく喪禮を粗く足さ使むべし。若し直ちに此くの如くせば、四海は必ず將に人乗らん。」

乃ち之を縣南の秣陵に葬す。

■ 〔湘東王と育ての母の路太后〕 初め、湘東王の母の沈婕妤は早く卒し、路太后は之を養う。王は太后に事えるに甚だ謹にして、太后は王を愛すること亦た篤し。王は既に廢帝を弑し、太后の心を慰めんと欲し、下令して太后の弟の子の休之を以て黃門侍郎と為し、茂之を中書侍郎と為す。論功行賞は、壽寂之等十四人は皆な縣侯、縣子に封じる。

■ **十二月**、庚申（1日）朔、東海王の禧を以て中書監、太尉と為す。鎮軍將軍、江州刺史の晉安王の子勳を進めて車騎將軍、開府儀同三司と為す。癸亥（4日）、建安王の休仁を以て司徒、尚書令、揚州刺史と為し、山陽王の休祐を以て荊州刺史と為し、桂陽王の休范を南徐州刺史と為す。乙丑（6日）、安陸王の子綏を徙して江夏王と為す。

■ 丙寅（7日）、湘東王は皇帝に即位し、大赦し、改元す。其の廢帝の時の昏謬を制して封じ、並びて皆な刊削す。

■ 庚午（11日）、右衛將軍の劉道隆を以て中護軍と為す。道隆は廢帝に於いて瞋（なじ）み、嘗て建安太妃に於いて禮無し。是に至り、建安王の休仁は解職を求め、明帝は乃ち道隆に死を賜う。

■ 〔宗越らの誅殺〕 宗越、譚金、童太一等は上の接に撫でる所に為ると雖も、内に自から安からず。上は亦た居中に使わんと欲せず、從容として謂って曰く、

「卿等は暴朝に遭罹し、勤勞日に久しく、應に自ら養之地を得る。大郡の兵馬は、卿等の擇す所に隨うべし。」

越等は素より已に自ら疑い、之を聞き、皆な相い顧みて色を失い、因りて作亂せんと謀る。沈攸之に告げるを以て、攸之は以て聞く。上は越等を収め、獄に下して死せしむ。攸之は復た直閣に入る。（8-052p）

■ 辛未（12日）、臨賀王の子產を徙して南平王と為し、晉熙王の子輿を廬陵王と為す。

■ 壬申（13日）、尚書右僕射の王景文を以て尚書僕射と為す。景文は、即ち彧也、上の名を避け、字を以て行ふ。

■ 乙亥（16日）、沈太妃（帝の母）を追尊して宣太后と曰う、陵を崇寧と曰う。

■ 初め、豫州刺史の山陽王の休祐は入朝し、長史、南梁（晉の孝武帝の太元中に南梁郡を淮南に僞立す。安帝義熙中に土斷して始めて淮南の故地を有し南豫州に属す。安徽省淮泗道壽縣、現・淮南市壽縣）郡太守の陳郡の殷琰を以て府州事を行わしむ。休祐を荊州に徙すに及びて、即ち琰を以て督豫、司二州諸軍事、豫州刺史と為す。

■ 〔路太后の待遇〕 有司は、

「路太后は宜しく前號に即き、外宮に移居すべし」

を奏す。上は許さず。戊寅（19日）、路太后を尊びて崇憲皇太后と為し、崇憲宮に居し、供奉禮儀は、舊日と異ならず。妃の王氏を立てて皇后と為す。后は、景文之妹也。

■ 二銖錢を罷め、鵝眼、環錢綆を禁じ、餘は皆な通用す。

■**〔江州鄧琬と子勳の挙兵〕**江州の佐吏は上^{いた}の下す所の令書を得、皆な喜び、共に鄧琬に造り、曰く、「暴亂は既に除かれ、殿下は又た黄閣（時に子勳に開府儀同三司を加えて黄閣という資格あり）を開き、實に公私大慶と為る。」

琬は晉安王の子勳の次第の三に居るを以て、又た尋陽の事を起こすこと世祖と符を同じくするを以て、事は必ず成る有らんと謂^{おも}う、令書を取りて地に投げて曰く、

「殿下は當に端門（天子は端門を開く、宮門の正南門）を開くべし、黄閣は是れ吾が徒の事耳！」

衆は皆な駭愕す。琬は更に陶亮等と器甲を繕治し、四方に徴兵す。

■**〔袁顥は子勳に付く〕**袁顥は既に襄陽に至り、即ち咨議參軍の劉胡と兵械を繕修し、士卒を簡集し、太皇太后の令を被ると詐稱し、其の兵を起こさ使めて、即ち牙を建て檄を馳せて、子勳に大位に即くを勧めて奉表す。

■辛巳（22日）、更に山陽王の休祐を以て江州刺史と為すも（赴任せず）、荊州刺史の臨海王の子頊を即ち本任に留める。

■**〔鄧琬の挑戦状〕**是より先、廢帝は邵陵王の子元を以て湘州刺史と為し、中兵參軍の沈仲玉を道路行事（赴任時の道路警戒）と為し、鵲頭に至り、尋陽の兵起きるを聞き、敢えて進まず。琬は數百人を遣わして劫^{おびや}して之を迎え、子勳をして桑尾（江西省潯陽道九江県、現・九江市潯陽）において牙を建た令めて、檄を建康に傳えて、稱す、

「孤の志は前典に遵じ、幽^{しりぞ}を黜^{のぼ}けては明を陟^{のぼ}らせるなり。」

又た上に謂って、

「明茂（明德近親）を輜^{きよう}（かご）害し、天（統は大）寶（天子の位）を篡竊^{さんせつ}（篡奪窃盗）し、我が昭穆（禮に父を昭、子を穆）を干して、我が兄弟を寡とする。藐^{びよう}（微小）たる孤は同氣、猶ほ十三（孝武帝28子中13人生存）有り、聖靈は何の辜^{つみ}ありて、而して當に饗を乏しく（祀りを絶やす）せんとす。」

■**〔各地の判断様々〕**郢州刺史の安陸王の子緩は子勳の初めの檄を承わり、廢帝を攻めんと欲す。廢帝の已に隕（隕石は落ちる）するを聞き、即ち甲を解いて下標（徴兵には標を上げ、兵を修めるは下標）す。既に而して江、雍は猶ほ兵を治めると聞き、郢府行事の荀卞之は大いに懼れ（郢州は江雍の間に有り挾撃を恐れる）、即ち咨議、領中兵參軍の鄭景玄を遣わして軍を帥いて馳せ下り、並びに軍糧を送らしむ。荊州行事の孔道存は刺史の臨海王の子頊を奉じて、會稽の將佐は太守の尋陽王の子房を奉じ、皆な舉兵して以て子勳に應ず。

令和1年6月9日 翻訳調査開始 7537文字

令和1年6月22日 一応一次翻訳終了、12319文字

令和2年5月21日 統照合終了 52P欠、13381文字

令和3年9月14日 書下し終了 14613文字